

日本の酒税に関するパネル報告及び上級委員会報告

(パネル報告：1996年7月11日、上級委員報告：1996年10月4日)

1. はじめに

本件は、日本の酒税法上、酒の酒類に応じて異なる税率で課税していることが内国民待遇原則を定めるGATT3条に違反するとされた事例である。パネルおよび上級委員会は、焼酎とウオッカとは「同種の産品」であり、後者に前者に対するのを超える内国税を賦課している点でGATT3条2項第1文に違反し、また、焼酎と、ウィスキー・ブランディー・ラム・ジン・genever(オランダのジン)・リキュール・その他のスピリッツ類とは「直接競合・代替可能産品」であり、後者のグループ(パネル報告は付託事項で挙げられていた酒類すべてについて応えていなかったため、上級委員会はこれを拡大した)に前者と「同様に」課税されていない点でGATT3条2項第2文に違反するとした。

日本の酒税法による税率格差問題は、本件に先立ち、1987年11月10日に採択されたパネル報告においてGATT3条違反が認定されていた。これは、1986年7月に、ECからGATT23条1項に基づく協議要請があり、協議が不調に終わった後、日本が酒税法改正作業中であることを理由にパネル設置に同意せず、しかし、日本の改正案がECにとって不満足であれば日本もパネル設置に反対しないとの了解がなされ、その後公表された改正案にECは不満足である旨主張した結果、翌年2月に理事会でパネル設置が合意するという経過で手続が始まったものである。そのときのECの主張は、酒税法による酒税格差がGATT3条違反であること、及び、ワインの表示方法が原産地誤認防止協力義務を定めるGATT9条6項違反であることの2点であった。

パネルは、GATT9条違反の点は否定したが、酒税法は3条違反であるとした。

その後、日本は、1989年に酒税法を改正し、従価税制度、級別制度及び果実酒のエキス分による税率格差制度を廃止し、また、蒸留酒の間での税率格差を縮小させた。しかし、ECは、焼酎と他の蒸留酒との間に税率格差が残っていることなどを指摘し、1987年に理事会が採択したパネル報告の内容が十分に実施されない旨不満を表明していた(C/M/264 (June 1993); C/M/266 (Sep. 1993); 100 GATT Focus 4 (1993), 岩沢雄司・WTOの紛争処理150頁(1995))。

本件は、以上のような背景のもとに、1995年6月、ECが日本に対して22条協議を再び求めたことに始まるものである。以下に見るように、パネル報告及び上級委員会の報告は、

いずれも日本の酒税法による酒税格差を再びGATT3条違反とした。WTO紛争処理制度を積極的に活用してゆこうとする日本にとって、自らがパネル報告の趣旨の実施が不十分であるとして2度までも同じ措置についてGATT違反の判定を下されるという事態は極めて遺憾なことであり、このようなことが今後は生じないように国内措置のGATT整合性に十分に配慮して行く必要があると思われる。

以下、1995年時点での酒税法上の税率格差をみた上で（2）、パネル報告に至る経緯（事実関係と当事国の主張）とパネル報告の要旨（3）、上級委員会での当事国の主張と上級委員会報告の要旨の順に紹介し（4）、最後に、若干のコメントを付けることとする（5、6）。

2. 日本の酒税法

日本の酒税法（昭和28年法律6号）（以下、法という。）は、国内で消費されるアルコール分1%以上の酒類につき、内国産品と外国産品とを問わず、10種類に分類して、それぞれ異なる税率で課税している。課税の時点は、国内産品については製造場からの移出時、輸入品については保税地域からの引き取り時であり、その時の容積に従って課税されている（法22条）。

[1キロ・リットルあたりの課税額]（1995年時点のもの）

（本件に係する*印のところのみ課税額を記載）

1 清酒 略

2 合成清酒 略

* 3 しょうちゅう（甲類・乙類）

イ 甲類

（1）アルコール分25-26%：¥155,700

（2）アルコール分26-31%：¥155,700+アルコール分が25%を超える1%ごとに¥9,540

（3）アルコール分31%-：¥203,400+アルコール分が30%を超える1%ごとに¥26,230

（4）アルコール分21-25%：¥155,700-アルコール分が25%を下回る1%ごとに¥9,540

（5）アルコール分21%未満：¥108,000

ロ 乙類

(1) アルコール分25-26% : ¥102,100

(2) アルコール分26-31% : ¥102,100+アルコール分が25%を超える1%ごとに¥6,580

(3) アルコール分31%- : ¥135,000+アルコール分が30%を超える1%ごとに¥14,910

(4) アルコール分21-25% : ¥102,100-アルコール分が25%を下回る1%ごとに¥6,580

(5) アルコール分21%未満 : ¥69,200

4 みりん 略

5 ビール 略

6 果実酒類(果実酒・甘味果実酒) 略

* 7 ウィスキー類

(1) アルコール分40-41% : ¥982,300

(2) アルコール分41%以上 : ¥982,300+アルコール分が40%を超える1%ごとに¥24,560

(3) アルコール分38-40% : ¥982,300-アルコール分が40%を下回る1%ごとに¥24,560

(4) アルコール分38%未満 : ¥908,620

* 8 スピリッツ類

(1) アルコール分38%未満 : ¥367,300

(2) アルコール分38%以上 : ¥367,300+アルコール分が37%を超える1%ごとに¥9,930

* 9 リキュール類

(1) アルコール分13%未満 : ¥98,600

(2) アルコール分13%以上 : ¥98,600+アルコール分が12%を超える1%ごとに¥8,220

10 雑酒 略

3. 1996年6月21日パネル報告

事実関係

1995年6月21日、ECは日本に対し、酒類に対する日本の内国税に関して、GATT22条に基づく協議を要請した。その後、DSU4.11条に基づくアメリカ及びカナダの協議参加要請などを経て、同年7月20日、EC・アメリカ・カナダと日本とのGATT22条協議、アメリカと日本とのGATT23条1項協議は不調に終わった。

1995年9月14日、ECは、GATT23条2項及びDSU6条に基づき、標準付託事項によるパネルの設置を求めた。ECの主張は次の通りである。

- a) 日本は、GATT3条2項第1文に違反して、焼酎以外のスピリッツ類に対して焼酎よりも高い酒税を賦課し、ECのGATT上の利益を無効化・侵害している。
- b) 日本は、GATT3条2項第2文に違反して、ウィスキー及びブランデーに対して焼酎よりも高い酒税を賦課し、ECのGATT上の利益を無効化・侵害している。
- c) 仮に、スピリッツ類は焼酎と「同種の産品」ではないとパネルが判断するとしても、日本は、GATT3条2項第2文に違反して、焼酎以外のスピリッツ類に対して焼酎よりも高い酒税を賦課し、ECのGATT上の利益を無効化・侵害している(para. 1.5)。

同日、カナダ及びアメリカは、GATT23条及びDSU4・6条に基づき、標準付託事項によるパネルの設置を求めた。カナダおよびアメリカの主張は、ウィスキー、ブランデーその他の焼酎以外の蒸留酒に対して、焼酎よりも高い酒税を賦課することは、GATT3条に違反し、カナダ及びアメリカのGATT上の利益を無効化・侵害している、という点にある(para. 1.6-7)。

同年9月27日の会合において、3ヶ国の要請は同一の事項に関するものであるので、DSBは、当事国の要請及び同意のもとに、単一のパネルを設置することとした(para. 1.8)。なお、この際、ノルウェーが第三当事者として手続に参加する権利を留保したが、同年11月7日、ノルウェーはこれを撤回した(para. 1.9)。

同年10月30日、パネリストとして、Hardeep Puri氏、Luzius Wasescha氏及びHugh McPhail氏が選任された。

ECの主張：

(1) ウオッカ、ジン、(ホワイト)ラム、genever(オランダのジン)及び焼酎は「同種の産品」であり、前4者に焼酎を超える課税をしていることはGATT3条2項第1文に違反

する。

仮に上記のものが「同種の産品」でない場合、これらが「直接競合・代替可能産品」であり、異なる税率で課税していることはGATT3条2項第2文に違反する。

(2) ウィスキー、ブランディー、リキュール及び焼酎は「直接競合・代替可能産品」であり、異なる税率で課税していることはGATT3条2項第2文に違反する。

カナダの主張：

ウィスキー、ブランディー、その他の蒸留酒及びリキュールと、焼酎とは「直接競合・代替可能産品」であり、異なる税率で課税していることはGATT3条2項第2文に違反する。

アメリカの主張：

(1) 白色と茶色のスピリッツ類、すなわち、ウオッカ、ジン、ラム、その他の白色のスピリッツ類はもちろん、ウィスキー、ブランディー、その他の茶色のスピリッツ類は、焼酎と「同種の産品」であり、前4者に焼酎を超える課税をしていることはGATT3条2項第1文に違反する。

仮に上記の主張が認められない場合、白色のスピリッツ類は「同種の産品」であり、すべての蒸留したスピリッツ類は「直接競合・代替可能産品」であって、後者について異なる税率で課税していることはGATT3条2項第2文に違反する。

(2) 租税特別措置法により、小規模生産者の例外的取り扱いが日本の生産者だけに限定されていることはGATT3条2項第1文に違反する。

日本の主張：

(1) 酒税法における酒類の分類の目的は国内生産に保護を与えるものではなく、そのような効果もない。

(2) スピリッツ類、ウィスキー、ブランディー及びリキュールは、焼酎とは「同種の産品」ではなく、「直接競合・代替可能産品」でもない。

(3) アメリカの主張する租税特別措置法の点は付託事項外の問題である。

前提問題についてのパネルの判断

アメリカが問題としている日本の租税特別措置法の点は付託事項外であって、パネルはこの点について判断を下すことができない(para. 6.5)。

本案についてのパネルの判断

(破線の下線は後に上級委員会で異なる判断がなされた部分、普通の下線は重要と思われる部分)

(1) 解釈の一般原則

ウィーン条約法条約31条・32条はDSU3条2項の定める「解釈に関する国際法上の慣習的規則(customary rules of interpretation of public international law)」である(para. 6. 7)。したがって、規定の文言が出発点である(para. 6. 9)。

条約法条約31条3項(a)の「後にされた合意(subsequent agreement)」としてのフォーマルなものはないが、締約国団/DSBに採択されたGATT/WTOパネル報告は、それを採択するという決定によって、特定の事件における「後に生じた慣行(subsequent practice)」となっている。[この点は、後に上級委員会で否定。] 1994年GATT 1条(b)(iv)は、「1947年のGATTの締約国団の行った決定」を1994年GATTを構成する法的文書である旨規定しており、採択されたパネル報告はこれに当たる。[この点は、後に上級委員会で否定。] 特定の事件におけるという限定が付くのは、同一又は類似の後続の事件において考慮に入れられはするものの、その理由付けや結論にそのまま従う必要はないという趣旨である。その例として、ECによるデザート用リンゴの輸入制限に関する1989年のパネル報告(申立国はチリ)があり、この事件でパネルは、同様の問題に関する1980年のパネル報告(BISD 7S/98)が後の判断に法的拘束力を有するわけではないと判断し、実際に異なる判断を下している(BISD 36S/93, para. 12. 1)(para. 6. 10)。

他方、未採択のパネル報告は、GATT/WTOシステム上、何らの法的地位も与えられない。もっとも、そのような報告であっても、その理由付けの中に有益なガイドを見出すことはあり得るというべきである(para. 6. 10)。

(2) GATT3条

3条1項と2項との関係は、1項が内国民待遇についての一般原則を規定し、それ自体では法的義務を規定していないのに対して、2項は特定の法的義務を課すものである。したがって、解釈の出発点は、2項の「文脈」を構成する1項ではなく、2項それ自体である(para. 6. 12)。

なお、2条と3条との関係について付言しておく、3条の主たる目的の一つは、WTO

加盟国が内国措置を通じて2条のコミットメントの価値を減殺することのないように保障することにある(para. 6. 13)。[この点は、後に上級委員会で、2条による譲許の対象外の製品についても3条は適用されるので、このように過度に強調すべきではないとされた。]

(3) GATT3条2項第1文

a. 2段階アプローチと目的効果アプローチ

第1文の解釈方法につき、ECは2段階手続(two-step procedure)を主張している。これは、まず、問題の製品が「同種(like)」か否かを判断し、それが肯定されると、次に、内国産品に対して課されている税を超える税が外国産品に課されているか否かを判断するというものである(立証責任はともに申立国にある)。また、ECは、「同種」性の判断は、製品の物理的特徴、最終用途、消費者の選好などを考慮すべきであると主張している(para. 6. 14)。

これに対し、日本は、目的効果テスト(aim-and-effect test)を主張している。これは、問題となっている措置の目的と効果が国内生産を保護するように機能していない場合には、3条2項違反とはならないというものである。アメリカも、異なる課税をされている2つの製品が「同種」か否かは、物理的特徴、最終用途、消費者の選好、関税分類などの類似性のみならず、その異なる課税が国内生産を保護するように適用されているか否かをも検討すべきであると主張している(para. 6. 15)。

そこで判断するに、目的効果テストは3条2項第1文の文言に適合しない。第1文は、「国内生産に保護を与えるように」という文言をリファーしていない。また、そのような要件を盛り込むことは、申立国の立証責任を重くする。措置の「目的」は複数あることもあり、また、他国には認識不可能なこともある。なお、アメリカは、原産地について中立的な措置と原産地を特定している措置とを区別し、前者については目的効果テストを採用すべきであると主張しているが、3条2項にも1項にもそのような区別を正当化する文言はない(para. 6. 16)。

さらに、目的効果テストを採用すると、GATT条文に反する措置の例外を厳格な条件の下にのみ認めているGATT20条の意味がなくなってしまう。たとえば、3条に抵触するように見える国内措置について、目的効果テストのもとでは、人の健康を保護する目的を有していることで足り、20条のもとでの人の健康保護に「必要な」措置であることを立証しなく

てもよくなってしまうからである。

日本及びアメリカは、目的効果テストを採用したとされる2つのパネル報告を引用しているので、この点について判断する。まず、アメリカの自動車税に関する1994年のパネル報告(DS31/R)は未採択であり、既述のようにこれはsubsequent practiceではない。また、いずれにせよ、その判断は説得的ではない。次に、アメリカのアルコール類関係法に関する1992年のパネル報告(BISD 39S/206)であるが、これは「同種の產品」の判断に当たって、最終用途、消費者の選好・慣習、產品の性質・質などを考慮するとともに、產品間の区別が「国内生産に保護を与えるように」なされているか否かをも考慮したものである(1992年のパネル報告para. 5. 25-26)。しかし、本パネルは、このようなことを併せて顧慮することは3条2項第1文の文言に反していると考えるので、上記1992年パネル報告の同種の產品の解釈には従わない(para. 6. 18)。

以上により、目的効果テストは採用せず、3条2項第1文の文言に従い---

- (i) 關係する產品が同種か否か、
 - (ii) 問題の措置が「内国税」か「その他の内国課徴金」か否か(本件ではこの点について争いはない)、
 - (iii) 外国產品に課せられている税が国内產品に課せられているそれを超えている(in excess)か否か、
- を検討することとする。先例はこの方法を採用してきた(アメリカの石油等に関する課税に関する1987年のパネル報告(BISD 34S/136)、日本の酒税に関する1987年のパネル報告(BISD 34S/83)、アメリカのガソリンについての基準に関する1996年のパネル報告(WT/DS2/R)参照)(para. 6. 19)。

b. 「同種の產品」

「同種の產品」はGATTの中でいくつか出てくるが、それらを統一的に解釈する必要ない。たとえば、3条2項と4項における「同種の產品」についていえば、前者では「直接競合・代替可能產品」と並べて規定され、後者では同種の產品だけが規定されているため、もし両者が同じであるとする、この二つの条文のカバーする範囲は違ってきてしまうことになる(para. 6. 20)。

先例によれば、「同種の產品」の判断はケース・バイ・ケースでなされており、產品の属性・性質・質、最終用途、国によって異なる消費者の選好・慣習などを考慮している。

すなわち、画一的な明確なテストは確立されていない。ただ、本パネルとしては、3条2項第1文の「同種の產品」は狭く解釈されるべきであると考え。というのは、第1に、第1文では「同種の產品」と「直接競合・代替可能產品」とを区別しており、後者の方が明らかに広い概念だからであり、第2に、3条と2条との関係上、3条2項の主たる目的の一つは2条による譲許の価値を内国税などによって台無しにしないことにあり、3条と2条の「同種の產品」の平行性の原則が導き出されるからである。この第2の点について敷衍すれば、ふたつの產品が同じ関税譲許の対象とされている場合、内国課税上異なる扱いをすることは正当化できないと考えられるからである。[この点は、上級委員会報告により否定された。]

もっとも、だからといって、関税分類上の定義にのみ従って「同種」性を判断すべきであるというわけではなく、関税分類は十分に詳細である場合には、そこでの分類が3条2項における「同種」性の判断に当たっても重要な基準となるというにすぎない(para. 6. 21)。

3条2項において「同種の產品」と「直接競合・代替可能產品」とを区別することは、ウィーン条約法条約の解釈原則から導き出される「実効的条約解釈(effective treaty interpretation)」の原則に合致する解釈方法である。このことは、アメリカのガソリンについての基準に関する上級委員会報告でも言われているところである(WT/DS2/AB/R, at p/23)。「同種の產品」は「直接競合・代替可能產品」の部分集合である。そして、そのいずれに当たるかを定めるテストは市場(marketplace)である。注釈及び補足規定(ANNEX I)の3条2項に関する部分では、「競争が行われている場合(when competition was involved)」と規定しており、このことを裏付けている。「同種の產品」と「直接競合・代替可能產品」とを区別する基準は「恣意的な(arbitrary)」決定である。[この点は、上級委員会により否定された。] 市場での競争が重要である以上、物理的特性を共有していない產品間でも競争がある場合には、それらは「直接競合・代替可能產品」となる。決定的な基準は、最終用途、とりわけ、代替弾力性(elasticity of substitution)である。これに対して、「同種の產品」については、その文言上、最終用途の同一性も必要な要素ではあるが、それだけでは十分ではなく、物理的特性の同一性が重要である。この基準は硬直的ではあるが、事実に基づくという点でメリットがある（柔軟性は「直接競合・代替可能產品」の判定の場合に必要となる）(para. 6. 22)。

上記の基準に従い本件での產品を検討するに、ウオッカと焼酎とは、濾過の点を除き、

ほとんど同一のものである。物理的特性としてアルコール度数は違うものの、希釈化して飲まれるので、この違いは同一性を否定するものではない。これは、日本の酒税法に関する1987年のパネル報告と同じ判断である。両者の同一性は、2条との関係でみても肯定される。両者は関税分類上同じ分類とされてきたこと(ただし、1996年1月1日以降は別)、同じ譲許税率の対象であり、実効税率も同じであること等からも裏付けられる。これに対して、本件で問題とされている他の酒類は、焼酎とは物理的特性を異にしている。すなわち、リキュール、ジン及びgeneverは添加物を用いている点で、ラムは含有物の点で、ウィスキー及びブランディーは製造過程の違いから生ずる外見の点で、それぞれ焼酎とは「同種の産品」とはいえない(para. 6. 23)。

c. 同種の国内産品への課税を超える課税

ウオッカ(アルコール度38度)は、キロ・リットル当たり377, 230円で、アルコール度1度につき、9, 927円であるところ、焼酎(甲類:アルコール度25-26度)は、キロ・リットル当たり155, 700円で、アルコール度1度につき、6, 228円である。これは、同種の国内産品への課税を超える課税を外国産品に対してしているということになる(para. 6. 24)。

この点につき、日本は、税額の対価格比は「概ね(roughly)」同じであるので、取引に中立的であり、国内生産保護のためのものとはいえないと主張しているが、まず、既述の通り、目的・効果テストは採用しななので、その点についての日本の主張は採用できない。また、税額の対価格比の点から、同種の国内産品への課税を超える課税をしているわけではないとの主張については、第1に、3条2項第1文のもとでは、「概ね」同じであっても、超えている以上は、そのような差異は認められない。第2に、仮に、税額の対価格比の比較が対重量比・対アルコール度比における差異を相殺することがあり得るとしても、日本の主張する対価格比の計算方法には重大な問題があり、採用できない。すなわち、日本はカテゴリーごとの比較をすべきだと主張しているが、スピリッツ類及びウィスキー・ブランディーについての税額の対価格比の計算から国内産品を除外している。これらの国内産品は輸入品よりも安いので、税額の対価格比は少な目になってしまう。また、日本の統計はメーカー希望小売価格をもとにしており、少なくとも東京では値引き販売されることが少なくないことに鑑みると、採用されている価格は信頼性に乏しい。第3に、酒税法には、税額の対価格比を一定にするという目的はうたわれていないので、仮に現時点で概

ね一定であるとしても、価格は変動するため、将来にわたって一定となるという保障は存在しない(para. 6. 25)。

最後に、日本は諸外国の酒税法についての議論をしているが、本パネルの付託事項は日本の酒税法についてだけであり、諸外国の酒税法は付託事項外である(para. 6. 26)。

以上により、ウオッカへの内国税の課税は同種の産品である焼酎のそれを超えているので、3条2項第1文違反となる(para. 6. 27)。

(4) GATT3条2項第2文

a. 直接競合・代替可能産品

3条2項第2文の文言上、次の2点の判断が必要となる。第1に、問題となる産品は直接競合・代替可能か、第2に、第1の点が肯定される場合、外国産品の扱いが3条1項の原則に反するものであるか、の2点である。そして、これら2点とも、立証責任は申立国にある。なお、既述の通り(para. 6. 22)、「直接競合・代替可能産品」の解釈は「同種の産品」の解釈よりも緩やかになされるべきであり、また、注釈及び補足規定(ANNEX I)の3条2項に関する部分では、「競争が行われている場合(where competition was involved)」と規定しており、代替弾力性(elasticity of substitution)が最も重要な要素である。そうすると、国ごとに異なる消費者の反応も重要な要素となる。もっとも、内国税法上、国内産品を保護している結果として、国内産品を愛好する結果を生ぜしめ、かつそれを固定することを認識し(日本の酒税法に関する1987年パネル報告para. 5. 7-9)、そのことを割り引いて考えなければならない(para. 6. 28)。

申立国が提出しているASI調査報告書によると、焼酎と、5種類のスピリッツ類(スコッチ・ウィスキー、日本産ウィスキー、日本産ブランディー、コニャック、北米産ウィスキー)との間、及び、3種類のスピリッツ類(ジン、ウオッカ、ラム)の間には、極めて高い価格弾力性があるとされているが、これに対して、日本は、これでは選択の幅が少なすぎる(ビール、清酒、ワインなどが選択肢に入っていない)と主張している。すなわち、選択の幅が狭すぎると、ハンバーガーやアイスクリームのような全く異なる産品でさえ直接競合・代替可能産品であるとされてしまうとの主張である。本パネルとしては、仮に日本の主張が認められるとしても、その他のものとの間でも価格弾力性が高いということになるだけであり、調査対象となった8品目と焼酎との間の価格弾力性の高さを否定することにはならないというべきである(para. 6. 29)。

ウィスキーについて特級・1級・2級の区別を廃止した1989年の酒税法改正は、それまでの2級ウィスキーへの課税が上昇し、国産ウィスキーには不利に働いた。国産ウィスキーのシェアは、1988年の26.7%から、1990年には19.6%に下落したのである。その結果、焼酎と外国産ウィスキーのシェアが上昇した。このことは、ウィスキーと焼酎との価格弾力性の高さを示すものといえる。日本は、これについて、焼酎のシェアの上昇とウィスキーの価格下落は、両者が競争関係にないことを示していると主張しているが、この主張は、焼酎と外国産ウィスキーが獲得したシェアは国産ウィスキーの失ったシェアであるということを見落としたものである(para. 6. 30)。

日本の提出した調査結果によると、焼酎がない場合、消費者の6%がスピリッツ類を選択し、4%がウィスキーを選択するとされ、ウィスキーがない場合には、消費者の32%がブランディーを選択し、10%が焼酎を選択するとされている。日本は、このことから、焼酎と他の酒類との間には代替弾力性がないと主張している。しかし、この調査は、内国税による価格の歪みを考慮していないという欠陥があるほか、そのことに目をつむるとしても、焼酎がなければ10%の消費者がスピリッツ類及びウィスキーを選択するというだけで、十分に両者の間の代替可能性があることを示していると解される(para. 6. 31)。

日本の酒税法に関する1987年パネル報告の認定、問題の產品間で代替可能性が高いことを示しているASI調査報告、内国税による歪曲を考慮していないものの、それでも問題の產品感の代替可能性の高さを示している日本の調査結果、1989年の酒税法改正によりウィスキーと焼酎が同じ市場で競争していることが判明したことなどから、問題の產品はすべて「直接競合・代替可能產品」であると結論する(para. 6. 32)。

b. 「国内生産に保護を与えるように」

注釈及び補足規定(ANNEX I)の3条2項に関する部分によれば、「直接競合・代替可能產品」が「そのように課税されず(not similarly taxed)」、国内產品が優遇されているときは、「国内生産に保護を与えるように」という要件が具備されていることになる。[この点は、上級委員会で否定され、「そのように課税されず」という要件と「国内生産に保護を与えるように」という要件とは別のものであるとされた。]日本の酒税法に関する1987年パネル報告は注釈及び補足規定に焦点を当てていないが、日本の酒税がこの要件を具備していると結論しており、本パネルもこの判断に賛成する。「同様でないこと(dissimilarity)」とは、「de minimisでないこと」でよいというべきである。3条は競

争条件における平等な可能性を外国産品に与えることを目的としているので(アメリカのスーパーファンド法に関するパネル報告para. 5. 1. 9; イタリアの輸入農機具差別に関するパネル報告para. 12参照)、輸入量に悪影響があることの立証は不要である。問題となっている措置の目的も無関係である。

本件の場合、「同様に課税されていない」か否かの判断は、1リットル当たりの税額、アルコール度1度当たりの税額、重量税額、対価格比での税額を考慮して判断すべきである。

a) 1リットル当たりの税額は下記の通りであり、この違いはde minimisとはいえない。

焼酎(甲類)(25%) :	¥155, 700
焼酎(乙類)(25%) :	¥102, 100
ウィスキー(40%) :	¥982, 300
ブランディー(40%) :	¥982, 300
スピリッツ類(38%) :	¥377, 230 (ジン、ラム、ウオッカ)
リキュール(40%) :	¥328, 760

b) アルコール度1度当たりの税額は以下の通りであり、この違いはde minimisとはいえない。

焼酎(甲類)(25%) :	¥ 6, 228
焼酎(乙類)(25%) :	¥ 4, 084
ウィスキー(40%) :	¥24, 558
ブランディー(40%) :	¥24, 558
スピリッツ類(38%) :	¥ 9, 927 (ジン、ラム、ウオッカ)
リキュール(40%) :	¥ 8, 219

c) 日本の酒税は従価税を規定していないので、従価税額の比較はここでは無関係である。

d) 対価格比での税額については、日本の提出した資料は、既述の通り問題がある上、その資料によってさえ、焼酎と他の「直接競合・代替可能産品」との間には大きな差異がある。

以上により、日本の酒税法は3条2項第2文に違反している(para. 6. 33)。

税額の対価格比は「概ね(roughly)」同じであるとの日本の主張については、para. 6. 25で述べたところと同じく、採用できない(para. 6. 34)。

なお、焼酎が日本だけで生産されているとの1987年パネル報告の認定は誤りであり、韓

国、中国、シンガポールなどでも生産されているが、焼酎の関税は17.9%であり、日本の焼酎市場が日本産で占められていることは確かであり、このことが重要である。すなわち、高い関税と差別的国内税との組み合わせによって、国内産の焼酎を外国産の焼酎・スピリッツ類との競争から切り離しているのである(para. 6.35)。

結論

(i) 焼酎とウオッカとは「同種の産品」であり、後者に前者に対するのを超える国内税を賦課している点で、3条2項第1文に違反する。

(ii) 焼酎、ウィスキー、ブランディー、ラム、ジン、genever、リキュール[この点、上級委員会で、付託事項で取り上げられている産品すべてについて答えていない点で誤りであるとされた]は「直接競合・代替可能産品」であり、同様に課税されていない点で、3条2項第2文に違反する(para. 7.1)。

よって、DSBは日本に酒税法をGATT上の義務に適合するように改正するよう求めることを勧告する(para. 7.2)。

4. 1996年10月4日上級委員会報告

事実関係

1996年7月11日に上記のパネル報告がWTO加盟国に配布された。

8月8日、日本はDSBに上訴を通告し、8月19日に上訴趣意書を提出。

8月23日、アメリカは上訴趣意書を提出。

9月2日、EC、カナダ及びアメリカは対上訴反論書を提出、同日、日本も対上訴反論書を提出。

9月9日、口頭審理を実施。

日本の主張した論点（[→○]は、上級委員会がその主張通り認めた論点。以下同じ。）

(a) 3条2項第1文・第2文を3条1項に照らして解釈していない点で誤っている。

[→○]

(b) 酒税法が「国内生産に保護を与えるように」適用されているか否かの判断に当たって「目的効果テスト」を拒否したことは誤っている。

(c) 産品の原産地国と課税上の扱いとの関係、特に、国内産品全体と外国産品全体それぞれに対する課税上の扱いの比較を怠って、「国内生産に保護を与えるように」という要件を判断している点で誤っている。

(d) 税額の対価格比に適切な考慮を払っていない点で誤っている。

(e) 注釈及び補足規定の3条2項に関する部分の「そのように課税されていない(not similarly taxed)」という要件と3条1項の「保護を与えるように」という要件とを同一視して、3条2項第2文を解釈している点で誤っている。[→○]

(f) 「同種の産品」の判断に当たって、関税分類を過度に強調しすぎている点で誤っている。[→○]

アメリカの主張している論点

(a) 3条2項第1文・第2文を3条1項に照らして解釈していない点で誤っている。

[→○] (日本主張の(a)と同じ。)

(b) すべての蒸留スピリッツ類を「同種の産品」と認定していない点で誤っている。

(c) 内国民待遇義務と関税譲許を結びつけている点で誤っている。[→○]

(d) 注釈及び補足規定の3条2項に関する部分の「そのように課税されていない(not similarly taxed)」という要件と3条1項の「保護を与えるように」という要件とを同一視して、3条2項第2文を解釈している点で誤っている。[→○]

(e) 「直接競合・代替可能産品」の判断に当たって、価格弾力性(cross-price elasticity)を「決定的な基準」であるとしている点で誤っている。

(f) para. 7.1(ii)とpara. 6.32-33とが一貫せず、本件紛争の対象産品すべてについて判断していない点で誤っている。[→○]

(g) 3条2項のカバーする範囲と3条4項のそれとが同じではないとしている点で誤っている。

(h) 採択されたパネル報告を「それを採択した決定により、特定の事件における後に生じた慣行」であるとしている点で誤っている。[→○]

ECの主張

・「目的・効果テスト」を排斥したパネルの判断は妥当。

・「同種の産品」の判断における最重要基準(essential criterion)は物理的特性の類

似性であり、関税分類も判断に関係するとのパネルの判断は妥当。

- ・焼酎とウオッカだけを「同種の産品」と認定したパネルの判断は恣意的でも理由不十分でもなく、その結論に完全に満足しているわけではないが、これは事実認定の問題であり、したがって、上級委員会で判断することはできないものである。

- ・パネル報告は価格弾力性が「直接競合・代替可能産品」判断の決め手になるとは言っておらず、基準の一つだと言っているにすぎない。[→○]

- ・税額の対価格比の問題は事実認定に関わるものであり、上級委員会が判断すべきものではないが、仮に判断するとすれば、この基準は適切なものではないというべきである。

- ・パネル報告は、3条2項のカバーする範囲と3条4項のそれとが同じではないとは言っていない。

- ・採択されたパネルの地位について、パネル報告が「特定事件における後に生じた慣行」だとしている点は、自己矛盾である。というのは、「後に生じた慣行」というためには、多くの事件で一貫して行われているものでなければならないからである。採択されたパネル報告は、「後に生じた慣行という家を構成する壁の一つになるにすぎない」というべきである。よって、この点は上級委員会においてパネル報告の文言を修正すべきである。

[→○]

カナダの主張

- ・「目的・効果テスト」を排斥したパネルの判断は妥当であり、3条2項第2文においても、「国内生産に保護を与えるように」との要件の判断においても、措置の目的や効果を判断しなくてもよいとしたパネルの判断は妥当である。

- ・その他のパネル判断も妥当である。

判断

(1) 条約の解釈方法

DSU3.2条は、「解釈に関する国際法上の慣習的規則」に基づいて規定を解釈する旨定めており、アメリカのガソリンについての基準に関する1996年の上級委員会報告(WT/DS2/9)と同じく、条約法条約31条・32条に規定された解釈方法がこれに該当すると判断する。そして、同じく上記の上級委員会報告が述べているように、31条から「実効性原則 (principle of effectiveness)(ut res magis valeat quam pereat)」(2つの解釈が可能

な場合、すべての文言に意味と効果とを与える方の解釈を採用するという原則((1966) Yearbook of the International Law Commission, Vol.2, p.219)が導き出される。

(2) 採択されたパネル報告の地位

1947年GATTのもとでは、パネル報告を採択するという締約国団の決定は、その報告の法的理由付けについての締約国団の合意を構成したわけではない。採択されたパネル報告が存在しても、後のパネルは、それに拘束されるとは考えられていなかったのである。

同様のことはWTOのもとでもそのまま該当する。特に、WTO協定のもとでは、協定9条2項において、「閣僚理事会及び一般理事会は、その協定及び多角的貿易協定の解釈を採択する排他的権限を有する。」とされ、「解釈を採択する決定は、加盟国の4分の3以上の多数による議決で行う。」と規定されており、DSBによるパネル報告の採択には解釈権は認められない。DSU3条9項も「この了解の規定は、世界貿易機関協定又は対象協定のうち複数国間協定であるものに基づく意思決定により対象協定について権威のある解釈を求める加盟国の権利を害するものではない。」と規定している。

以上により、「後に生じた慣行」という条約法条約31条3項(b)の文言を用いている点で、パネル報告para. 6. 10の「採択されたパネル報告は特定の事件についての後に生じた慣行である。」との部分には同意できない。また、採択されたパネル報告自体が、WTO協定付属書1Aの1項(b)(iv)の「その他の1947年のガットの締約国団が行った決定」に該当するとのパネル報告para. 6. 10の判断にも同意できない。

なお、未採択のパネル報告は何らの法的地位も有さないが、後のパネルはその中に有益なガイドラインを見出すことはある、との部分には賛成する。

(3) 3条の解釈

3条は競争条件の内外産品平等を加盟国に義務づけるものであり、貿易への影響は無関係である(スーパーファンドに関するパネル報告(BISD 34S/136, para. 5. 1. 9)参照)。

3条の大目的は保護主義の阻止である。パネル報告para. 6. 13のように、3条の主たる目的の一つを2条による譲許の価値を守ることにあると過度に強調すべきではない。3条のカバーする産品は譲許の対象となっているものだけではない。3条の義務は2条による譲許の対象外の産品にも及ぶ。

(4) 3条1項

解釈に当たっては文言の通常の意味が大切である。パネル報告が、3条1項が原則を定め、3条2項を含む3条全体の解釈指針となっているとの判断は妥当である。すなわち、3条1項は3条2項などの「文脈」になっているのである。これ以外の解釈は3条1項を無意味なものにしてしまうので、文言すべてに有意義な意味を与えるという解釈原則に反する結果となる。

(5) 3条2項

1) 第1文

3条2項第1文では、第2文におけるのと異なり、3条1項は引用されていない。この省略には意味があるはずである。その意味とは、第1文に規定された要件さえ立証すれば、問題の措置が国内生産を保護するような措置であることを立証する必要はないということである。しかし、このことは3条1項の原則が2項第1文に適用されないということではない。むしろ、2項第1文自体が1項の原則の適用そのものなのである。

「同種の産品」であること、及び、内国産品に課されている内国税を「超えて」外国産品に課税されていること、以上2点が肯定されれば、3条2項第1文違反が成立する。このような解釈は1947年GATTのもとでのパネル報告が採用していたものである(ブラジルの内国税に関するパネル報告(BISD II/181, para. 14; 日本の酒税法に関するパネル報告(BISD 34S/83, para. 5.5(d); アメリカのスーパーファンド法に関するパネル報告(BISD 34S/136, para. 5.1.1; アメリカのタバコ輸入等についての措置に関する1994年のパネル報告(DS44/R))。

a 「同種の産品」

パネル報告が3条2項第1文の「同種の産品」は狭く解すべきであるとしている点に賛成する。どのように狭く解するかは、ケース・バイ・ケースである。もっとも、だからといって、パネル報告para. 6.22の言うように「同種の産品」と「直接競合・代替可能産品」との区別が「恣意的(arbitrary)」というわけではない。

パネル報告では、焼酎とウオッカとは「同種の産品」であるとされたが、「同種の産品」か「直接競合・代替可能産品」かの区別は本件では重要ではない。

関税分類は、それが十分に詳細である場合には、「同種性」を判断する基準となり得る。

しかし、途上国などでは、譲許の際の分類は、非農産物といったように大まかなものであるため、「同種性」判断の基準とはなり得ない。したがって、パネル報告para. 6. 21において、ふたつの産品が同じ関税譲許の対象とされている場合、内国課税上異なる扱いをすることは正当化できないと考えられると言っている点は誤りである。

以上の修正を加えた上で、パネル報告に賛成する。

b 「超える」

ごくわずかでも「超えて」いれば十分である。3条2項第1文の差別については、貿易への影響は無関係であり、また、de minimisだから許されるというものでもない。パネル報告のこの点についての判断は正当である。

2) 第2文

3条2項に関する「注釈及び補足規定」(付属書I)はGATT本体と法的地位は同じであり、3条2項の意味を明らかにするものであるので、両者は合わせて読まなければならない。それによると、第2文違反とされるためには3つの要件の具備が必要となる。第1は、「直接競合・代替可能産品」、第2は、「そのように課税されない(not similarly taxed)」、第3は、「保護を与えるように」である。以下順次検討する。

a 「直接競合・代替可能産品」

「同種の産品」ではなくても、その産品の性質、関連市場での競争関係の存在によって、「直接競合・代替可能産品」とされることがある。その基準は、個々のケースの関連事実によって定まる。パネル報告は、この点につき、産品の物理的特性、最終用途、関税分類などだけではなく、「市場」に着目することに必要性を説いており、これは妥当な判断である。そして、パネルの行った代替弾力性の検討は関連市場の検討にとって適当な方法である。そして、最終用途が同じか否か、とりわけ代替弾力性が大きいか否かが決定的な基準であるとのパネルの判断に賛成する。パネル報告para. 6. 28-32は妥当である。

パネル報告の結論部分であるpara. 7. 1(i)(ii)の「同種の産品」及び「直接競合・代替可能産品」で挙げられているものは、付託事項に記載されたすべてのアルコール類をカバーしていない。アメリカは、「HS#2208のすべての蒸留スピリッツ類及びリキュール」についての判断を求めていたのに、para. 7. 1(ii)で挙げられているのは、焼酎、ウィス

キー、ブランディー、ラム、ジン、genever、リキュールだけである。付託事項に記載された産品全部についての判断を下していない点は誤りである。

b 「そのように課税されない(not similarly taxed)」

第2文と第1文との書き分けに適切な意味を与えるためには、第2文の注釈の「そのように課税されていない」という文言第1文の「こえる(in excess of)」とは同じ意味ではないと解すべきである。すなわち、「そのように課税されない」とは、輸入産品の方が重い負担を課されてはいるが、それでもその産品は“not similarly taxed”であるという結論を出すには十分ではないということがあり得るというべきである。この点で、パネル報告が「そのように課税されない」というためには課税の相違がde minimis よりも大きいことを要するとしていることは妥当である。そして、パネルの言うように、de minimisか否かの判断はケース・バイ・ケースでなされることになる。

本件におけるこの点についての判断は妥当である。しかし、パネルは、「そのように課税されない」という要件と「保護を与えるように」という要件の区別を曖昧にしている点で誤っている。両者は全く別の要件であり、前者の具備が確認された場合、さらに後者の要件審査が必要となるのである。

c 「保護を与えるように」

この要件は、立法者や規制当局の意図を問題とするものではない。問題は、措置がどのように適用されているかである。

日本の酒税に関する1987年のパネル報告は、様々な要素を検討して、焼酎の国内生産を保護するように競争条件を財政的に歪曲していることの十分な証拠があると判断した。その際考慮された要素の中には、直接競合・代替可能な輸入産品に比べて焼酎に対する課税がきわめて低額であること、輸入アルコールには高額の従価税が課されていること、焼酎には従価税は課されていないこと、焼酎はほとんどすべて国内で生産されていることなどである(BISD 34S/83, para. 5.11)。

一般に、異なる課税が国内生産を保護するように適用されているか否かを判断するためには、輸入産品との対比において、国内産品への適用される仕組み全体の包括的かつ客観的な分析が必要である。措置の仕組み、構造などから、その措置が国内生産を保護するように適用されているか否かはほとんどの場合判断がつくものである。本パネルが正しく結

論しているように、本件におけるようなきわめて大きな課税上の差異は、保護主義的な適用の証拠となり得るものである。

パネルの判断を検証するに、para. 6.33において、異なる課税が国内生産に保護を与えていると結論するには、その課税の差異がde minimisとは言えない程度のものであれば足りる、と判断している点は誤りである。「そのように課税されない」という要件と「保護を与えるように」という要件とは別のものである。「保護を与えるように」か否かの判断をするには、関連するすべての要件・状況について注意深い客観的な分析を要する。もっとも、結論的には、パネル報告para. 6.35で説かれているように、高い関税と差別的国内税との組み合わせによって、国内産の焼酎を外国産の焼酎・スピリッツ類との競争から切り離し、国内生産に保護を与えているとの判断は妥当である。

結論

以上の通り、以下の点でパネル報告には誤りがある。

(a) 「GATT締約国団及びWTO:DSBで採択されたパネル報告は、それを採択する決定によって特定の事件における後に生じた慣行となる」との判断は誤りである。

(b) 3条2項第1文及び第2文の解釈に当たって、3条1項を考慮していない点は誤りである。

(c) 結論部分のpara. 7.1(ii)において、「直接競合・代替可能産品」を「焼酎、ウィスキー、ブランディー、ラム、ジン、genever、リキュール」だけに限定した点は、付託事項と不一致であり、誤りである。

(d) 3条2項第2文の「注釈及び補足規定」にある「そのように課税されない(not similarly taxed)」の要件審査とは別に、3条1項の「保護を与えるように」との要件審査をしていない点は誤りである。

以上の修正を加えた上で、パネル報告の焼酎とウオッカは「同種の産品」であって、外国産品に国内産品を超える課税をしている点で3条2項第1文に違反するとの結論を是認する。さらに、焼酎とHS#2208に掲げられている他の蒸留スピリッツ類及びリキュール(焼酎を除く。)は、「直接競合・代替可能産品」であって、同様に課税されず、国内生産に保護を与えている点で3条2項第2文に違反すると判断する。

上級委員会は、DSBが日本に対して酒税法を1994年GATT3条の義務に適合するように措置をとるよう求めることを勧告する。

5. コメント

(1) 序説

全体として、本上級委員会報告は妥当である。細部にわたってパネル報告を吟味し、より正確かつ妥当な理由付けになっていると思われる。ただ、上訴案件が増えてもこのように詳細な吟味が維持できるのか、維持するとすれば7名の上級委員会委員で足りるのか、このような詳細なチェックを上級委員会ですとすれば、何のための二審制なのか、すべての案件は上訴されることになるのではないかと、そうするとパネリストになることに応ずる人が減ってしまうのではないかと、等々の懸念が生じる。しかし、あくまでこの懸念は制度設計に関するものであって、本件における上級委員会の慎重な判断には敬意を払いこそすれ、論難すべき点は特に見いだせないということをもまず明記しておきたい。

以下、GATT3条の条文に即してその構造を明らかにした上で、アメリカ合衆国の自動車関係課税等に関するパネル報告(DS31/R)(1994年9月30日パネル報告・未採択)(以下、CAFE事件パネル報告と略す)におけるGATT3条の解釈と比較しつつ、本件パネル報告及び上級委員会報告の判断を分析することを中心とし、最後にその他の点に簡単に触れることとする。

(2) 2段階アプローチと目的効果アプローチ

a. GATT3条1項及び2項の条文

内国民待遇原則を定めるGATT3条1項及び2項は、次のように規定している。

まず第1項は、内国税等、国内販売等に関する法令等は、「国内生産に保護を与えるように(so as to afford protection to domestic production)」輸入産品又は国内産品に適用してはならない、との原則を規定している。

第2項では、第1文で、輸入品に対して、「同種の国内産品(like domestic products)」に課せられる内国税等をこえる内国税等を課してはならないと規定している。それに加え、第2文及びこれに関するGATT附属書I「注釈及び補足規定」によれば、前項に定める原則に反して、すなわち「国内生産に保護を与えるように」、国内産品と「直接的競争(directly competitive)」であるか又は「代替可能(substitutable)」である輸入品に対して内国税等を課してはならない、と規定している。

b. CAFEパネル報告

3万ドル以上の自動車に当該価格を超える金額の10%の小売税を課するというアメリカの「奢侈税(luxury tax)」等のGATT3条整合性等が問題となったCAFE事件パネル報告のうち、GATT3条1項及び2項の關係に係る部分の要点は以下の通りである。

3条2項は、3条全体さらにはGATT全体に照らして判断すべきであり、3条1項が「国内生産を保護するように」内国税等を適用してはならないと規定していることから、そのような目的を持った内外差別のみを禁止していると解釈すべきである(para. 5. 7)。GATTは領域内での規制のハーモナイズを目的としていないのであるから、国内生産の保護を目的としない限り、いかなる国内政策をとるかは規制していないというべきである(para. 5. 8)。第1に、課税されている輸入産品と課税されていない国内産品とが「同種」又は「直接的競争品又は代替可能の産品」であるか否か、第2に、課税が差別的か否か(3条2項第1文)、保護的か否か(3条2項第2文)を問題にするという2段階の分析方法は、第1段階の判断において第2段階の判断が入ってくる点で明晰な方法ではない(para. 5. 9)。3条1項の「国内生産を保護するように(so as to afford protection)」の"so as to"(フランス語正文では"de maniere a")とはそのような目的がありかつそのような効果があることを意味しているので、問題とされた措置の目的とその効果の分析が必要となる。まず、保護目的があったというためには、措置がとられた状況、特に謳われた国内政策目標達成のためにとりえた他の手段の分析により、国内産品の競争条件改善がまさに意図された結果であって、決して正当な政策目標達成の付随的な結果ではないということが示されればよい。他方、効果があったというためには、現実輸入産品に比べて国内産品の競争条件が改善されていればよい。ただし、輸入量・割合は政府の措置以外の要因で大きく変化するので、その変化は必ずしも3条の判断には結びつかない。そもそも3条2項は貿易への影響には言及していないのである(para. 5. 10)。

以上のような判断基準を一般的に示した上で、奢侈税について、3万ドル以上の自動車にだけ課税したことが国内生産保護の目的と効果を有していたか否かを問題とし、まず、目的について、贅沢品からの税収を確保するという目的に照らすと、3万ドルを基準としたことには合理性があり、ECからの輸入車の多くが3万ドル以上であるとしても、3万ドル未満の自動車の国内生産保護を目的としていたということにはならないとした(また、3万ドルという基準で税負担が激変するのではなく、3万ドルを超える金額の10%課税

であること、3万ドルを超える国産車の割合と輸入車の割合とは不明確であることなどにも留意すべきであるとしている)(para. 5.12)。そして、効果についても、ある時期に奢侈税の対象となった自動車の多くがEC産であったとしても、国内産業保護の効果があるとの証拠はないというべきであるとしたのである(para. 5.14)。その結果、パネルは、3万ドルを基準とする奢侈税は国内生産保護のためとはいえ、3万ドル以上の自動車とそれ未満の自動車とは3条2項第1文上「同種の産品」ではない、との結論を導いたわけである。

要するに、CAFE事件パネル報告は、専ら、第1項の「国内生産に保護を与えるように」という要件を2項の判断に盛り込み、そして、この要件の判断に当たっては、問題となっている措置がそのような目的を持ち、かつ、そのような効果を持っていることが必要であるとした。そして、目的の要件を肯定するためには、正当な政策目標達成が本当の意図ではなく、国内産品の競争条件の改善が意図されていることが示されることであるとし、他方、効果の要件を肯定するためには、競争条件の改善があることであるとしているのである。

このような立場は、アメリカ南東部でしか生育しない葡萄を原料とするワインに対する優遇課税などが問題となった合衆国のアルコール類関係法パネル報告（1992年6月19日採択）でも示されていたが、そこでは、市場での産品の最終用途や産品の性質・品質等といった客観的基準により「同種の産品」か否かを判断することに加えて、それだけでは環境保護目的といった国内生産保護目的ではない国内政策に基づく産品間差別が一切許されなくなってしまう、不必要に締約国の国内政策に干渉することになるとの理由から(DS 23/R, para. 5.27)、3条の目的、すなわち、第1項の「国内生産に保護を与えるように」とられた措置の禁止という趣旨を考慮すべきであるとしたのであって(DS 32/R, para. 5.25)、それを純化させて国内生産保護の目的・効果がなければ「同種の産品」でなくなるというCAFE事件パネル報告とは異なるものであった。

c. 目的効果テストの拒否

これに対して、本件では、CAFE事件パネル報告の採用した目的・効果テストを明確に拒否した点に意義がある。

1987年11月10日に採択された日本の酒税法に関するパネル報告(L/6213)でも、1項の原則とは切り離して2項の要件を適用していた。すなわち、第1文については、第1段階として、「同種の産品」か、第2段階として、同種の産品に課せられる内国税等を「こえ

る」か否か、という２段階の判断をし、第２文についても、第１に、「直接的競争品又は代替可能の産品」か、第２に、「国内生産に保護を与えるように」内国税等の課税を行っていないか、という２段階アプローチを採用していたのである。

本パネル報告が目的効果テストを拒否した理由は、３条２項第２文には１項の原則に言及しているのに、第１文ではその言及がないという文言解釈であり(para. 6. 16)、上級委員会報告でも、第１文と第２文との文言の違いには意味があるはずだとし、第１文に明記された要件さえ立証すれば、それが国内生産を保護するような措置であることの立証は不要であるという意味であるという文言解釈を理由としている。これは、従来からパネル報告でしばしばなされる条文の文言のみを基準とする解釈である。多様な法的背景を持つ国々の間の紛争処理にあたっては、文言が唯一の説得手段であり、いたずらに条文の趣旨を云々することは明確性を失うおそれ大きいと考えられるので、筆者としては、このような文言解釈には基本的に賛成であり、ここでも文言通り２段階アプローチを採用することに賛成する。また、実質的に考えても、国内政策目標はいかようにも立てられるのであって、それが内外差別に結果的になっても構わないという考え方は、GATT/WTOの基本構造にそぐわないと解される。確かに国内政策は自由であるが、３条２項第１文は、「同種の産品」である限り、「国内生産に保護を与えるように」であるか否とを問わず、内国税等で内外差別をしてはならない（同種の産品でない場合には、第２文により、「国内生産に保護を与えるように」という要件が付加される）という点にポイントがあると考えられる。

(３) その他の論点

a. 解釈原則

本パネル報告及び上級委員会報告は、GATT/WTO紛争処理における解釈原則についてまず立場を明らかにしている。それは、条約法条約31条・32条に定めるところをDSU3条2項の「解釈に関する国際法上の慣習的規則」とし、それによるとの立場である。これは、1996年のアメリカのガソリンに関する上級委員会報告(WT/DS2/9)でも明らかにされていた立場である。そして、上級委員会報告では、条約法条約31条から「実効的解釈原則」が導かれることにも言及し、実際、3条2項の解釈にあたってこの解釈原則に従った処理をしている。

もっとも、理事会で採択されたパネル報告を「特定事件における」「後に生じた慣行」(条約法条約31条3項(b))であるとした点については、これを誤りであると断じている。

パネル報告も、「特定事件における」という限定をつけ、同一又は類似の事件で考慮はされるものの、そのまま従う必要はないと明記しているので、上級委員会報告の趣旨と実質的には同じであるといえようが（要するに、「特定事件における」という限定がつくことと「後に生じた慣行」であるということとは両立しないのではないか）、やはり条約法条約31条3項(b)の「後に生じた慣行」としたことは行き過ぎであったといえよう。また、採択されたパネル報告がWTO協定付属書1Aの1項(b)(iv)の「その他の1947年のガットの締約国団が行った決定」に該当するとのパネル報告(para. 6. 10)を上級委員会が否定した点も妥当であろう。ただ、WTOのもとでは、協定9条2項から解釈権限は閣僚理事会及び一般理事会の専権であり、DSBにはないことが明らかであるが、1947年のGATTのもとでは、締約国団と同視される理事会でパネルが採択されていたため、やや説明を要するであろう。この点、上級委員会は、パネル報告の採択はその報告の法的理由付けの採択ではなかったと説明しており、付属書1Aの1項(b)(iv)の立法経緯が明らかであればともかく、おそらく、こういう慣行であったという以上の説明は困難であろう。

b. 3条の目的

3条の目的について、パネル報告が2条による譲許価値を減殺することがないようにすることであるとしたのに対し(para. 6. 13)、上級委員会は、3条の義務は譲許対象品目でないものにも及ぶので、その点を過度に強調すべきではないとしている。もっともな指摘である。

c. 「同種の産品」

パネル報告は、条文によって「同種の産品」の判断は違うのが当然であり、3条の中でさえ、2項と4項のそれは異なるとしている。その理由は、前者では「直接競合・代替可能産品」と併置されているのに対して、後者ではそうではなく、もしこれが同じ意味だとするとカバーする範囲が違ってしまうというものであり、したがって、4項の「同種の産品」に比べ2項第1文のそれはより狭く解釈すべきであるとしている。そして、上級委員会報告でもこの点は維持されている。

ただ、パネル報告は、既述の通り、2条の譲許価値を守るのが3条の目的であるとの観点から、ふたつの産品が同じ関税譲許の対象とされている場合に、これらを内国課税上異なる扱いをすることは正当化できないとしているが、上級委員会報告の通り、2条の譲許

は大まかな分類でなされる例も少なくなく、まさに両者の基準は違い得るというべきであろう。

また、「同種の產品」か「直接競合・代替可能產品」かという区別は恣意的だとのパネル報告の断定も(para. 6. 22)、勇み足であり、上級委員会はこの点も修正している。

以上のような修正を受けてはいるものの、市場での「代替弾力性」があれば「直接競合・代替可能產品」であり、それに加えて、最終用途の同一性プラス物理的特性の同一性があれば、「同種の產品」であるとのパネル報告が採用した判断基準は、そのまま上級委員会報告でも採用されており、このことも本件の重要な価値であるといえよう。

d. 「超える(in excess of)」

本パネル報告も上級委員会報告も、「同種の產品」である以上、de minimisであっても、違法となるとしている。スーパーファンド事件パネル報告(1987年6月17日採択)でも示されていた判断であり、異論はあるまい。

e. 直接競合・代替可能產品

既述のように、市場での代替弾力性に着目してこれを決するとのパネル報告の判断は上級委員会でも是認された。各種のアルコールについての具体的な判断も妥当であるといつてよからう。

f. 「そのように(=同様に)課税されず(not similarly taxed)」

パネル報告では、注釈及び補足規定の3条2項に関する部分に規定された”not similarly taxed”の解釈として、直接競合・代替可能產品が「そのように課税されず」、国内產品が優遇されているときは、「国内生産に保護を与えるように」という要件は具備されているといえる、としたが、この点は、上級委員会で否定された。上級委員会によれば、「そのように課税されず」という要件と「国内生産に保護を与えるように」という要件とは別個のものであるとしたのである。条文に照らせば、パネル判断のこのような解釈を導き出す根拠は見いだせない。

いずれにせよ、“not similarly taxed”とは、de minimisでない差がある場合をいうという点ではパネル報告も上級委員会報告も同じである。逆に言えば、直接競合・代替可能產品については、内外產品への課税の間にde minimisの差を設けることは許され、そうか

どうかはケース・バイ・ケースで判断されるのである。

本件における具体的判断も妥当であると思われる。

g. 「国内生産に保護を与えるように」

パネル報告では、この点、de minimisとはいえないほどの課税上の差があればこの要件は満たされたものと扱うとしたのであるが、上級委員会報告によれば、既述のようにこの要件は課税差とは独立のものであり、「国内生産に保護を与えるように」という要件の判断にあたっては、内外産品に対する扱いを包括的かつ客観的に評価する必要があるとされている。もっとも、結論的には、上級委員会報告でも、パネル報告が指摘した課税差のほかには、輸入アルコールに高い関税が課されていることを指摘しているだけである。

h. 付託事項に対する判断漏れ

上級委員会は、パネル報告では付託事項に記載されたすべてのアルコール類について判断をしていない点を指摘している。パネル報告で焼酎と直接競合・代替可能産品とされた「ウィスキー、ブランディー、ラム、ジン、genever、リキュール」に代えて、「HS#2208に掲げられている他の蒸留スピリッツ類及びリキュール(焼酎を除く。)」が直接競合・代替可能産品であるとした。確かに、アメリカの付託事項では、上級委員会報告のような表現がなされており、パネル報告では漏れがあるというべきである。では、上級委員会は独自に漏れているアルコール類について事実認定から行っているかという、そうではない。ということは、パネル報告は結論部分では上記の数種のアルコール類に限定して記載したが、実質的には理由中でアメリカのいうすべてのアルコール類について焼酎との直接競合・代替可能産品性を判断していたという前提に立っているものと思われる。この点、ややわかりにくい、パネル報告において、1987年パネル報告での認定を是認するとの部分があり(para. 6. 32)、これによってパネル報告の判断対象は付託事項に対応するものであったとしているのであろう。いずれにせよ、この点は、上級委員会報告において一言説明があつてしかるべきであったというべきであらう。

6. その後の経過

本稿執筆時点では、なお、本上級委員会報告のDSB採択後の日本の実施問題は決着を見ていない。日本政府は、焼酎の酒税引き上げとウィスキー等の酒税引き下げを内容とす

る酒税法改正法案をまとめたのであるが、アメリカから改正内容が施行されるまでの期間が長すぎるとのクレームがあり、仲裁手続に持ち込まれ、アメリカの主張が認められてたのである。今後、日本としては、焼酎業界保護との板挟みで、苦しい決断を迫られることになる。

(道垣内正人)